

かなれ会計 ニュースレター3月号

わたしは確定申告をしなければならない人ですか？

1 確定申告をしなければならない人

今回は、所得税等の確定申告が必要なケース、義務ではありませんが確定申告をした方がメリットがあるケースをご説明します。次の①から④のいずれかに該当する方は、所得税等の確定申告が必要です。

1 給与所得がある方 大部分の方は、年末調整により所得税等が精算されるため、申告は不要です。	(1) から (6) のいずれかに該当する方で、次の計算 (1-2) において残額がある (1) 給与の収入金額が 2,000 万円を超える (2) 給与を 1 か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額 (給与所得、退職所得を除く。) の合計額が 20 万円を超える (3) 給与を 2 か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額 (給与所得、退職所得を除く。) との合計額が 20 万円を超える ※給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額 (雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。) を差し引いた残りの金額が 150 万円以下でさらに各種の所得金額 (給与所得、退職所得を除く。) の合計額が 20 万円以下の方は申告は不要です。 (4) 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃料、機械・器具の使用料などの支払を受けた (5) 給与について災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた (6) 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税等を源泉徴収されないこととなっている (計算) ① 各種の所得の合計額 (譲渡所得や山林所得を含む。) から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求め、その金額に所得税の税率を乗じて、所得税額を求めます。 ② 所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を差し引きます。
2 公的年金等に係る雑所得のみの方	公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある ※ 公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合には、所得税等の確定申告は必要ありません。
3 退職所得がある方	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある ※ 退職金などの支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、退職所得の申告は不要となります。
4 ①から③以外の方	次の計算において残額がある

(計算) (1) 各種の所得の合計額 (譲渡所得や山林所得を含む。) から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。 (2) 課税される所得金額に所得税の税率を乗じて、所得税額を求めます。 (3) 所得税額から、配当控除額を差し引きます。 ※ 公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下であるときには、所得税等の確定申告は必要ありません。 なお、住民税については「市区町村からのお知らせ」を参照してください。

※ 上場株式等に係る譲渡損失と配当所得等との損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けようとする方などは、①から④に当てはまらない方であっても確定申告が必要です。

2 確定申告をすることができる人

次のチェック項目に該当する方は確定申告をしたほうが良いかもしれません。

1. 給与収入以外の収入があり、源泉徴収で税金を引かれている
2. 自分や家族の医療費が 10 万円以上かかった
3. 会社に勤めていたが、年の途中で退職し年末調整がされていなかった
4. 今年金融機関等から借入をして自宅を取得した
5. 株等取引等で損失を出した

少し詳しくそれぞれの項目を説明いたします(所得税の納税のない方は還付を受けられません)。

- 給与所得者で主たる勤務先でないアルバイト先や副業先で源泉徴収されている場合は、確定申告することにより還付される場合があります。
- 自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費の金額から医療保険等の受取額を引いた額が 10 万円、あるいは所得の 5% のいずれか低い額を超える支払いがある場合は、医療費控除が受けられます (医療費控除の明細書添付が必要となります。控除額は最高で 200 万円です)。
- 給与所得者で、年の途中で退職し、その後就職しなかったために年末調整を受けなかった場合、確定申告することにより還付を受けられる場合があります。
- 初めて住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける場合には確定申告をすることとなります。確定申告した次年度からは年末調整でその控除の適用が可能となります。ただし、適用を受けるためにはいくつかの要件を満たす必要があります。
- 上場株式に係る譲渡損失は、一定の要件を充たす場合に、確定申告をすることによって、損失の生じた翌年以後 3 年間にわたり上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び、上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。
また、雑損控除で本年分所得から引ききれない損失は、確定申告によって損失額を翌年以後 3 年間に限りに繰越して各年分の所得金額から控除できます。

上記以外にも確定申告しなければならない場合や、確定申告をすることによって還付を受けられる場合など、メリットがある場合があります。詳しくは、担当者にお尋ねください。

参照 [国税庁 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き](#)